

指定管理料の支払方法

指定管理料は、応募時に提示された見積額をもとに、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、市の予算の範囲内で、教育委員会と指定管理者の協議のうえ決定する。指定管理料の支払時期及び方法並びに指定管理料の見積りの考え方については次のとおりとする。

1 指定管理料の支払時期及び方法

(1) 支払時期及び方法

指定管理料は前金払いとし、四半期ごとに支払うこととするが、具体的な時期及び金額は教育委員会と指定管理者の協議のうえ決定する。

(2) 修繕費及び光熱水費（電気、ガス、上下水道使用料）の支払い

修繕費及び光熱水費分の指定管理料についても前金払いで四半期ごとに支払うが、支払いは概算払いとし、実績に基づき年度末に精算する（概算で支払い、年度末に残金を市に還付する。）。

(3) 利用料金等の収入について

指定管理料は、指定業務及び提案事業に係る費用から、当該業務の実施により利用者から徴収する利用料金及び実費相当額を差し引いた額とする。

なお、費用から差し引く利用料金及び実費相当額の金額は原則、応募時に提示された見積額とするが、不測の事態が生じた場合は、当該金額及び対応等について教育委員会と指定管理者の協議のうえ定めることとする。

なお、利用料金等収入の見積額と実績額の差による増減額については、指定管理者が負担する（指定管理者の収入とする。）。

(4) 自主事業について

自主事業については指定管理料の対象としない。したがって、当該事業に係る全ての費用及び収入については指定管理者が分担することとする。

2 指定管理料の見積り方法

指定管理料の見積額は募集要項及び附属資料並びに説明会で配付する過去の実績を示した資料の内容を十分に理解したうえで、年度ごとに分けて算出すること。

指定管理料は、指定業務及び提案事業に係る費用から、当該業務の実施により利用者から徴収する利用料金及び実費相当額を差し引いた額とするが、次に掲げる費用については指定業務及び提案事業に係る費用から除くこと。

(1) 修繕費及び光熱水費

予算の範囲内で概算で支払い、実績により精算することから見積額に含めないこと。

(2) 清掃業務に係る費用（平成25年4月1日から平成26年6月30日までの分）

平成26年6月30日までは市が契約した委託業者が本業務を行うので、この間の当該業務に係る費用は見積額に含めないこと。

(3) 教育委員会が貸与する備品等の更新に係る費用

指定管理業務の開始時に教育委員会が貸与する備品等を経年劣化等により更新する場合の費用は、教育委員会が負担するため見積額に含めないこと。

(4) 自主事業に係る費用及び収入

自主事業については指定管理料の対象としない。